

松阪市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 趣旨

このマニュアルは、松阪市（以下「本市」という。）が発注する建設工事その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札等（以下「競争入札」という。）の適正を期し、関係機関との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確に対応するため、その手続について必要な事項を定めるものとする。

2 情報の確認

本市の発注に係る競争入札について、入札談合に関する情報の提供があった場合又は新聞報道等により談合情報を把握した場合には、当該談合情報の提供を受けた職員又は把握をした職員は、直ちに契約監理課長にその旨を連絡しなければならない。

この場合において、当該職員は、当該談合情報の提供者に対して、可能な限り氏名及び連絡先等を確認するとともに、情報内容を詳細に聴取し、併せて、秘密は保持されることを説明するものとする。また、当該提供者が報道関係者である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

【第2 具体的な対応 1による】

3 委員長への報告

契約監理課長は、情報の通報を受けた場合、又は新聞等の情報により情報を入手した場合には、情報の内容を報告書（様式1）にまとめ、速やかに松阪市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の委員長に報告する。

4 談合情報の取扱い

（1）通報が開札前にあった場合

ア 契約監理課（入札担当機関）は、開札までの手続きを進め、落札者決定を保留すること。なお、開札会場に紙入札による参加者がいるときや電子入札システムの参加者の立会人がいるときは、入札担当者は、「開札前に談合情報があり、落札者の決定は保留する。」旨を宣言する。

イ 委員長は、談合情報と開札結果を照合し、自らの判断又は委員会に諮ることにより、当該情報の信憑性及び第2以下に定める具体的な手続きを取ることの適否を審議するものとする。

（2）通報が開札後にあった場合

ア 契約締結前の場合、契約監理課（入札担当機関）は、契約締結を保留する。

イ 委員長は、談合情報が入札談合の事実を掌握している者にしか知り得ない情報であるか否かを自らの判断又は委員会に諮ることにより、当該情報の信憑性及び第2以下に定める具体的な手続きを取ることの適否を審議するものとする。

5 審議結果の報告

委員長は、審議した事項について、各段階において速やかに市長に報告するものとする。

6 公正取引委員会等への通報

事務局は、委員会の審議等を経て、第2以下に定める具体的な手続きを取ることとした談合に関する情報（以下「談合情報」という。）については、公正取引委員会と三重県警察本部へ通報（様式2）する。

7 報道機関との対応

具体的な談合情報を把握した以降に、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には市長が、又は委員会の審議結果については、委員長が対応する。

第2 具体的な対応

1 談合情報の確認

談合情報を受けた者は、次に掲げる事項を確認する。また、通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう報道機関に要請する。

- ①提供者の氏名及び連絡先
- ②対象工事名及び落札予定業者名
- ③談合に関与した業者名（当該入札に参加する業者名）
- ④談合が行われた日時・場所・方法
- ⑤具体的な落札予定価格又は落札率
- ⑥その他談合に参加した当事者以外には知り得ない情報等

2 調査の実施

(1) 工事費内訳書の審査

委員会において、工事費内訳書の審査が必要とされた場合は、入札に際しすべての入札参加者から工事費内訳書（入札参加条件により添付が義務付けされている場合は、その内訳書）の提出を求め、その内容を委員会の複数の委員が立合いのもと、当該工事積算担当者等が入札談合の疑いがないかを審査する。また、必要に応じ詳細な積算の根拠資料についても提出を求めるものとする。

なお、事情聴取、工事費内訳書の審査等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書の審査を並行して実施することができる。

(2) 事情聴取

- ① 入札に参加しようとする者又は参加した者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行う。
- ② 事情聴取は、当該工事発注担当部課の職員及び事務局職員を立ち合せ、委員会の複数の委員により行う。
- ③ 事情聴取の相手方は、入札参加資格者名簿に登載された代表者若しくはその者に代わり、責任ある回答ができる者の出席を求め行う。ただし、代わりの者が出席するときは、委任状を提出させるものとする。
- ④ 事情聴取は、事情聴取の対象者同士が対面しないようにするため、呼び出し時刻を別に設定するなどして個々に呼び出し、面談室等も複数にするなどして実施するものとする。

- ⑤ 事情聴取については、事情聴取書（様式3）の例を参考に必要事項について聴き取りを行う。聴取結果については、事情聴取書を作成するとともに、必要に応じ事情聴取一覧表（様式3の2）を作成するものとする。
- ⑥ 誓約書の提出を求める場合は、誓約書を公正取引委員会等へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、様式4を参考に自主的に提出させるものとする。また、「本件入札について談合の事実が明らかと認められた場合には、入札及び契約を無効とする旨」の注意文書（別紙1）を読み上げるとともに交付する。

3 委員会の招集及び審議

委員長は、委員会を開催し、2による事情聴取結果等に基づき、談合の事実があったと認定するかどうか及び以後の対応について審議を行う。

4 審議結果を踏まえた入札手続等の取扱い

(1) 談合の事実があったと認められた場合の対応

ア 落札者決定前の場合

契約監理課は、松阪市契約規則（平成17年規則第64号。以下「規則」という。）第17条第3号の規定により入札を無効とし、その旨を理由に付して入札参加者全員へ通知する。また、入札談合に関わった業者に対して、建設工事等指名（入札参加資格）停止措置を行うよう入札及び契約審査会に諮るものとする。

さらに、入札結果調書・事情聴取書の写し・認定証拠等を添付し、その旨を公正取引委員会等へ通報する。

イ 落札決定後かつ契約締結前の場合

契約監理課は、落札の決定を取り消すこととし、その旨を理由に付して入札参加者全員へ通知する。また、入札談合に関わった業者に対して、建設工事等指名（入札参加資格）停止措置を行うよう入札及び契約審査会に諮るものとする。さらに、入札結果調書・事情聴取書の写し・認定証拠等を添付し、その旨を公正取引委員会等へ通報する。

ウ 契約締結後の場合（仮契約締結後を含む。）

当該工事担当課は、着工された工事の進捗状況等を考慮し、規則第36条第2号の規定による契約の解除を含めた対応をとるものとする。また、契約監理課は、入札談合に関わった業者に対して、建設工事等指名（入札参加資格）停止措置を行うよう入札及び契約審査会に諮るものとする。さらに、入札結果調書・事情聴取書の写し・認定証拠等を添付し、その旨を公正取引委員会等へ通報する。

(2) 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 落札者決定前の場合

契約監理課は、本件入札について談合の事実が認められた場合には、入札及び契約を無効とする旨の注意文書（別紙1）を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書（様式4）を自主的に提出させ、落札者の決定を行う。また、入札結果調書・事情聴取書及び誓約書等の写しを公正取引委員会等へ送付する。

イ 落札者決定後かつ契約締結前の場合

契約監理課は、本件入札について談合の事実が認められた場合には、入札及び契約を無効とする旨の注意文書（別紙1）を交付したうえで、すべての入札参加者から誓

約書（様式4）を自主的に提出させ、落札者と契約締結（仮契約締結を含む。）を行う。
また、入札結果調書・事情聴取書及び誓約書等の写しを公正取引委員会等へ送付する。

ウ 契約締結後の場合

契約監理課は、本件入札について談合の事実が認められた場合には、入札及び契約を無効とする旨の注意文書（別紙1）を交付したうえで、すべての入札参加者から誓約書（様式4）を自主的に提出させるものとする。また、入札結果調書・事情聴取書及び誓約書等の写しを公正取引委員会等へ送付すること。

5 公正取引委員会等への通報

事務局（契約監理課）は、談合情報があったとき、調査の実施の要否を決定したとき、委員会を開催したときなど必要に応じ各段階において、様式2に関係書類を添えて、公正取引委員会と三重県警察本部へ通報する。ただし、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合には、入札終了後にまとめて送付することができる。

公正取引委員会中部事務所 第一審査課

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1(名古屋合同庁舎第2号館3階)

(電話 052-961-9425)

三重県警察本部刑事部捜査第二課

〒514-8514

津市栄町1-100

(電話 059-222-0110) (代)

附 則

このマニュアルは、平成17年1月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成28年8月1日から施行する。

様式 1

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
対 象 案 件 名	
開札 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	<ul style="list-style-type: none">・報道機関・役職・氏名・連絡先・その他
情 報 受 信 者	所属・氏名
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件問合わせ先	

様式 2

松契第 号
年 月 日

公正取引委員会 中部事務所長 様
三重県警察本部 刑事部長 様

松阪市長

談合情報に関する資料の送付について

みだしのことについて、松阪市発注の
入札に係る談合情報に関する資料を別紙のとおり送付いたします。

工事の

記

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札結果調書 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効・延期・取消し)

(該当する番号を○で囲むこと。)

事 情 聴 取 書

工 事 名

業 者 名 及 び
聴取を受けた者

聴取者職氏名

聴取日時・場所 年 月 日 () 時 分

聴 取 事 項	聴 取 内 容
<p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報があるが、そのような事実があるか。</p> <p>2. 当該工事について他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがあるか。</p> <p>3. 打合せ等があったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いであったか。</p> <p>4. 現場説明会に出席した者、見積りをした者、入札に参加した者の所属及び氏名は誰か。</p> <p>5. 本件工事の見積りで専門工事の見積業者は誰か。</p> <p>6. 談合情報と入札結果を比べると、落札業者、落札金額（落札率）がほぼ同じとなっているが、どう思いますか。</p> <p>7. 情報が寄せられたことに心当たり又は原因があるか。</p> <p>8. その他</p>	

事情聴取一覧表

聴取日時：平成 年 月 日()		時 分	時 分	時 分
聴取事項		聴取を受けた者		
		聴取内容	聴取内容	聴取内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 松阪市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

年度松 第 号 工事の競争
入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触
する行為を行ってはいないことを誓約するとともに、今後とも同法律を遵守することを誓約しま
す。

今後、上記違反の事実が明らかになった場合は、この契約を取り消され又は無効とされても異
議はありません。また、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領第 8 条の加重要件
の適用についても異議はありません。

なお、この誓約書の写し等が公正取引委員会等に送付されても異議はありません。

入札及び契約に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札に関する法令を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 本件入札について談合の事実があったと認められた場合には、契約締結後といえども入札及び契約は無効となり又は契約を解除する。

事情聴取の手順

【当該工事の談合情報があったため事情聴取を行う旨を伝える。】

本日は、お忙しいところお呼び立てして申し訳ございません。

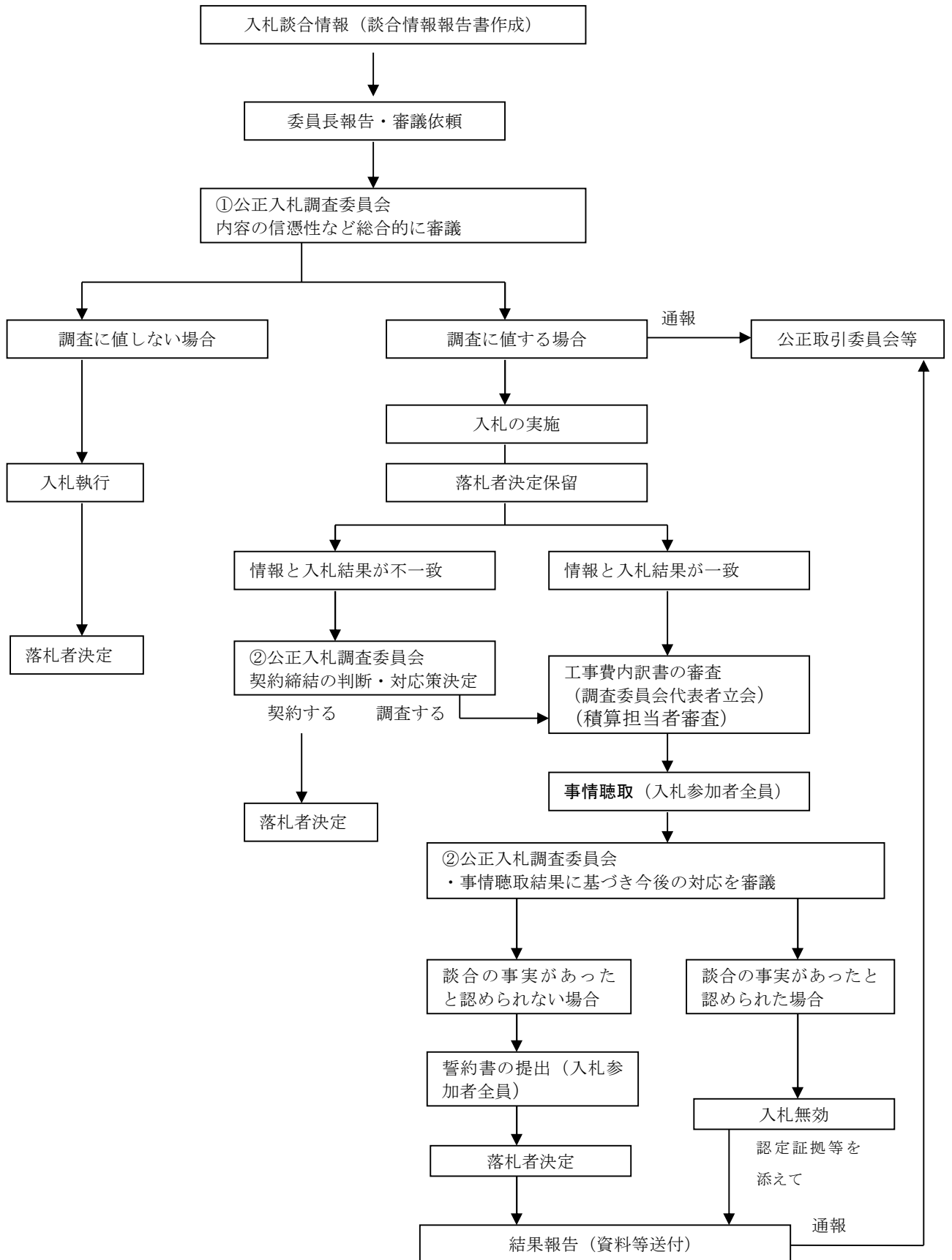
今日お越しいただいた理由は、松阪市が発注した〇〇〇〇工事の入札に関して、談合情報が寄せられたため、松阪市公正入札調査委員会で協議を行い、入札参加業者の全業者の方から事情確認を行うこととなったところであります。

1. 最初に、お断りとご了承を賜りたいことがありますので、よろしく願いいたします。
2. 今回お聞きした事柄に対して、こちらの都合のよいようなことになってしまっはあきませんので、録音をさせていただきますので、ご了解を賜りたいと思います。
3. また、今回お聞きしたことにつきましては、公正取引委員会及び三重県警察本部へ報告書をあげることも、ご了解いただきたいと思います。
4. よろしいでしょうか。
5. 本日、お越しいただきましたのは、(代表取締役 〇〇〇〇様)で間違いなかったでしょうか。(できれば名刺を徴し、会社名、役職名及び氏名を確認する。)
6. あなたは、会社内の動き、情報を知り得る立場にある方ですか。
(会社内の動き、情報を知り得る立場にあることを確認する。)
7. それでは、いくつかお聞きしますので、よろしく願いいたします。
(以後、事情聴取書(様式3)の内容に沿って事情を聴取する。)

事情聴取終了後、談合の事実が確認出来なかった場合は、入札及び契約に係る注意事項(別紙1)を読み上げ交付するとともに、誓約書(様式4)を手渡し、後日提出してもらう。

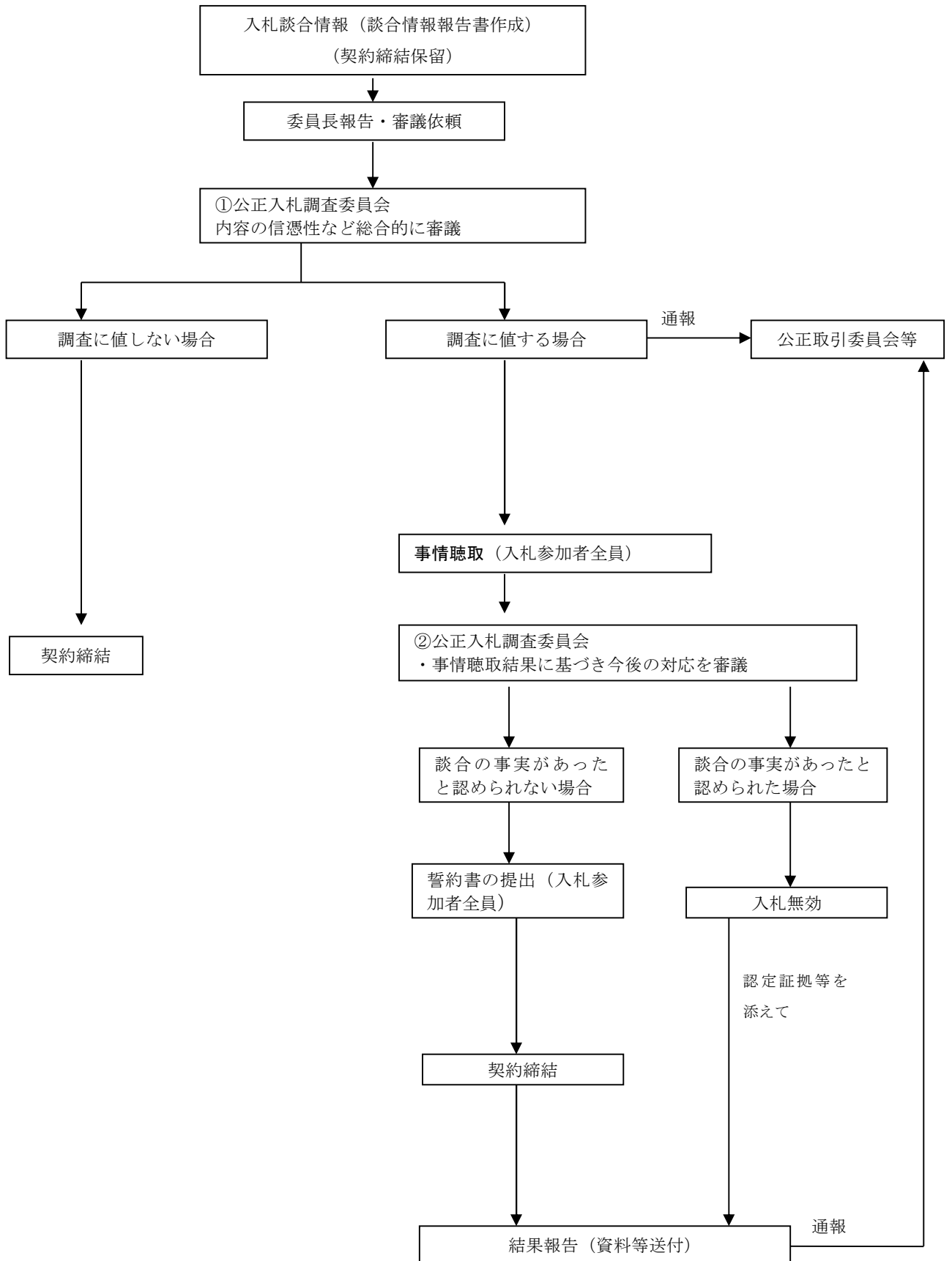
談合情報対応フローチャート No.1

○入札執行前に情報の提供があった場合



談合情報対応フローチャート No.2

○入札執行後に情報の提供があった場合【契約（仮契約）締結前】



談合情報対応フローチャート No.3

○入札執行後に情報の提供があった場合【契約（仮契約）締結後】

